

## 「次世代ブロードバンド構想2010」(案)に対する意見

氏名： 孫 正義  
 会社名： ソフトバンクBB株式会社  
 住所： 東京都港区東新橋 1-9-1  
 連絡先：(電話番号) [REDACTED]  
 (電子メール) [REDACTED]

氏名： 倉重 英樹  
 会社名： 日本テレコム株式会社  
 住所： 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
 連絡先：(電話番号) [REDACTED]  
 (電子メール) [REDACTED]

氏名： 笠井 和彦  
 会社名： 日本テレコム・アイディーシー株式会社  
 住所： 東京都港区台場二丁目3番1号  
 連絡先：(電話番号) [REDACTED]  
 (電子メール) [REDACTED]

ページ	99
章番号	8
項番号	8.7.3 ADSL サービス未提供地域における整備コスト
意見等	ADSL サービス未提供地域における整備コストは、報告書案において「收容局側整備費用は、一般收容局の場合 33 億円～50 億円程度、RT 局の場合 303 億円～404 億円程度、宅内設備整備費用は、約 230 億円程度」を要すると試算されていますが、宅内設備費用は一般的にはユーザーが負担するものであり、デジタル・ディバイド解消に当たってのコストとは別に考慮すべきものと思われる。
理由	ユーザーが負担すべき金額を除いた額が、デジタル・ディバイド解消としてかかる費用であると考えられるため。

ページ	116
章番号	12
項番号	12.1.2 公正な競争条件の整備
意見等	<p>報告書案の「ブロードバンド市場の競争状況や技術開発の進展、ビジネスモデルの変化やニーズの多様化等の諸条件を踏まえた適時適切な競争政策を実現することにより、公正な競争条件の整備に努めていくべきである」という考えに賛成いたします。更に、適時適切な競争政策の実現と共に、安定的なサービスを継続して提供するためのルールが必須であると考えますので、「…(略)ニーズの多様化等の諸条件を踏まえた適時適切な競争政策の実現と、<u>参入企業が安定的な経営ができるようなルールの確保をすることにより、公正な…(略)</u>」と書き足していただいた方がより適切であると考えます。</p>
理由	<p>今日のように高速かつ安価なDSLが一般に広く普及するようになったのは、DSLにおけるコロケーションルールやアンバンドルルール策定により多数の事業者が参入し、競争が促進された結果であることは周知の事実です。この事実を踏まえ、光ファイバに関しても、現行のアンバンドルルールの維持等、事業者が長期的に安定したサービス提供ができるような環境を整備する必要があると考えます。これにより、新規参入事業者の増加と既参入事業者の積極的事業展開が促進され、料金面及びコンテンツ面での競争も活性化され、FTTHならではのサービスが増え、結果として消費者需要も増えることが期待できます。</p>

ページ	117
章番号	12
項番号	12.1.3④ 地方公共団体の設置する光ファイバ網の有効活用の促進等
意見等	<p>報告書案において「事業者が設置する光ファイバについては、積極的投資を促すとともに、接続条件や有効活用のあり方について所要の協議を促し、必要な場合には、事業者間での活用について検討の場を設ける等、適切な対応を図るべきである」と記述されていますが、この文章に続けて、以下の通り明記した方がより適切と考えます。</p> <p>「例えば WDM の装置の設置等が考えられるが、その際にはコスト負担方法のルール化と、既に光ファイバを使用している企業等との使用芯線に関する再整理が必要である。」</p>
理由	<p>接続事業者が ADSL や FTTH サービスを提供する場合、特に離島や山間部へ接続する際には、NTT の所有する中継系光ファイバは芯線数が少なく、他の事業者が光ファイバを借用したくとも出来ないケースが多数存在します。</p> <p>かかるケースの場合には、光ファイバケーブルの新たな敷設という方法もありますが、既存の光ファイバの有効活用という観点から WDM を設置する方法も効果的と考えられます。しかし WDM を設置した場合でも、既存の光ファイバを使用している企業等との使用芯線に関する再整理を促す機関等がないため、調整に長期間を要する場合があります。</p>

ページ	122
章番号	12
項番号	12.4 ブロードバンドの利活用の多様化への適切な対応
意見等	<p>報告書案における「(ブロードバンドを)放送の再送信の受信にも活用したいとの要望が強まってきている。こうしたことを踏まえ、関係者において適切な対応を図ることが必要であろう」との記述については、ブロードバンド活用の多様化を促進するものと考えますが、より具体的に「こうしたことを踏まえ～」以下を次のように記述していただくことを要望いたします。</p> <p>「総務省、文化庁等の関係省庁間において、放送事業者等の著作権権利者も含めてブロードバンドでの再送信に関して調整を図り、円滑な地上波放送の再送信が可能となるような結論を早急に出すことが望まれる。」</p>
理由	<p>電気通信役務利用放送法に基づき登録された有線役務利用放送事業者が行う IP マルチキャスト技術を用いた有線役務利用放送と著作権法上の有線放送の定義が一致しないといわれているため。</p>

以上